



申告

申告はお済みですか（3月17日まで）

町県民税の住宅ローン控除

～年末調整だけでは控除になりません!!～

平成11年から平成18年中に入居しており、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合などに、翌年度の町県民税（所得割）から控除できます。

平成20年以降（平成20年度から平成28年度まで）、町県民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村に、「住宅借入金等特別税額控除申告書」に「源泉徴収票」の原本を添付し提出してください。また、金融機関から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」の金額の記入が必要になりますので、写しを用意するかもしくは残高の金額を確認して、申告においでください。

※住宅借入金等特別税額控除申告書用の用紙は、役場財務課税務室窓口にて用意してあります。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける人

所得税の確定申告をしない人

所得税の確定申告をする人

住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法

源泉徴収票を添付して市区町村へ提出

所得税の確定申告書とともに税務署または市区町村へ提出

▼問合せ先

役場財務課税務室

☎ 54・3111（内線136）

税金

土地・家屋などをお持ちの人

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に、土地・家屋・償却資産を所有している人に課税される税金です。町では、平成20年度の課税基礎となる固定資産課税台帳の内容の閲覧をします。土地・家屋などの固定資産をお持ちの人、特に前年中に土地を取得した人や、家屋の新築・取り壊しをした人は、課税台帳を閲覧して確認してください。

除く。

▼閲覧できる人 納税者本人、納税管理人、納税者の委任を受けた人（委任状または代理人選任届が必要）。また、閲覧の際、印鑑をお持ちください。

▼問合せ先

役場財務課税務室

☎ 54・3111（内線135）

▼閲覧期間 4月1日（火）～平成21年3月31日（火）

▼時間

午前8時30分～午後5時15分

※ただし、土・日曜日、祝日を



吉岡町農業委員会委員選挙

執行日・立候補事前審査について

吉岡町農業委員会委員選挙を4月15日告示し、4月20日に執行します。

立候補予定者の方は、下記により実施する立候補届出の事前審査を必ず受けてください。

▼期日 3月26日（水）

▼時間 午前9時～午後3時

▼場所 役場2階会議室

▼問合せ先

吉岡町選挙管理委員会

☎ 54・3111（内線122）

福祉 福祉タクシー券の交付 障害者・高齢者に対する福祉事業

町では、在宅の障害者および高齢者が医療機関への通院のため外出する場合、タクシー以外の交通機関を利用することが困難なためタクシーを利用する場合に、その運賃の基本料金分のタクシー利用券を申請により交付します。

▼交付対象者

本町に1年以上住所を有する、在宅の次のいずれかに該当する人。ただし、自動車税又は軽自動車税の減免を受けている者の世帯に属する人または生活保護者は対象となりません。

- ①身体障害者手帳の障害の等級が1級の手帳所持者
- ②療育手帳の障害の程度がA1・A2(旧A重)の手帳所持者
- ③精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の手帳所持者
- ④満70歳以上の高齢者のみの世帯

▼交付内容

申請者および申請世帯に対し、タクシー利用券 年間48枚〔月4枚〕を交付します。(ただし、年度途中に、誕生日を迎えた人または被認定者などについて

ては、交付枚数が月割りとなります。)

▼申請方法

利用希望者は、福祉タクシー券交付申請書に所定の事項を記入し、手帳および印鑑を持参の上、健康福祉課福祉室へ申請してください。審査の上、交付します。

※申請は、本人および家族の人以外が申請する場合は、委任状が必要です。

▼申請期間 交付申請受付は、3月10日(月)から。

▼申請場所

役場健康福祉課福祉室

▼問合せ先

役場健康福祉課福祉室
☎54・3111 (内線151)



年金 2月から受付を開始しました 保険料のクレジットカード支払い

国民年金保険料がクレジットカードで支払えるようになりました。

カードで支払えるようになりました。カード支払いは、事前に申込用紙を提出し、以後、将来の保険料を定期的にクレジットカード会社が立替払いし、クレジットカード会社からカード会員に請求する方法です。

2月1日から受付を開始し、3月分の保険料からクレジットカードによる支払いが可能になりました。

▼お支払い方法

毎月支払い

毎月の保険料を当月末に立替。割引はありません。

1年分払い(前納)

4月から翌年3月分までの保険料をまとめて4月末に立替。1年分の保険料を毎月現金で納めた場合と比べて、3,070円割引になります。

半年分払い(前納)

4月分から9月分までの保険料を4月末に、10月分から翌年3月分までの保険料を10月末にそれぞれまとめて立替。半年分の保険料を毎月現金で納めた場合と比べ、700円割引になります。

ます。

クレジットカード支払いを希望する場合は、申込用紙「国民年金保険料クレジットカード納付(変更) 申出書」に必要事項を記入の上、渋川社会保険事務所へ提出してください。なお、申込用紙は、渋川社会保険事務所または役場健康福祉課保険室に備え付けてあります。また、社会保険庁ホームページからもダウンロードが可能です。

▼問合せ先

渋川社会保険事務所

☎22・1611

役場健康福祉課保険室

☎54・3111 (内線157)



今月の納税

国民健康保険税・・・12期
介護保険料・・・・・・12期

納期限 3月31日(月)

便利で確実な口座振替も利用できます

今月の夜間納税窓口

期日 3月31日(月)
時間 午後8時30分まで
場所 役場財務課税務室

Yoshioka Town

町政News



喫煙場所の見直しについて

平成20年4月1日から、役場庁舎、吉岡町コミュニティセンターおよび文化センターでは喫煙場所の見直しを行ないます。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■役場庁舎

現在の喫煙所	平成20年4月1日～
1階東玄関 喫煙室	パーティションなどを設置し、分煙化を図ります
2階会議室前ロビー	禁煙

■コミュニティセンター

現在の喫煙所	平成20年4月1日～
1階ロビー	禁煙
2階ロビー	禁煙

※コミュニティセンターについては、2階ロビー外に喫煙所を設置する予定です。

■文化センター

現在の喫煙所	平成20年4月1日～
1階ホール側ラウンジ	禁煙

町指定ごみ袋と粗大ごみシールの表示が変わります

町では、4月から自治会制度に移行するため、「吉岡町指定ごみ袋」と「粗大ごみシール」の表示が変わります。(行政区名を自治会名に変更。)

なお、今までの袋やシールについても使用できます。価格は変わりません。
▼問合せ先
役場町民生活課生活環境室
☎ 54・3111 (内線144)

工事実施予定日

3月 19日(水)・21日(金)
24日(月)～27日(木)
29日(土)・30日(日)
4月 1日(火)～3日(木)
5日(土)～14日(月)
19日(土)～21日(月)

平素から弊社の鉄道事業に対し、深いご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
このたび踏切道の安全通行向上のため、当地区にあります学校前踏切の連接軌道化工事を実施いたします。つきましては、工事期間中踏切道の交通止めおよび騒音などが発生し、地域住民の皆さまには、ご迷惑をお掛けすることと思いますが、主旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

JRからのお知らせ

学校前踏切道交通止めについて

▼場所

吉岡町大字漆原上ノ原1366

―6 (町道駒小・半田線)

▼施工期日

3月19日(水)～4月22日(火)

▼交通止時間

20時30分～6時30分の間

▼問合せ先

JR 浜川保線技術センター

☎ 0279・22・0420

